

令和4年度(2022年度)第3回環境審議会
令和4年(2022年)12月23日(金)

砂取環境保護地区の指定解除 及び買入れについて

目次

1

環境保護地区について

→P.3

- ・1-1 環境保護地区の概要

2

諮問事項 砂取環境保護地区の指定解除について

→P.7

- ・2-1 砂取環境保護地区の概要
- ・2-2 指定解除の申出

3

諮問事項 砂取環境保護地区の買入れについて

→P.11

- ・3-1 買入れの検討
- ・3-2 今後のスケジュール

1 環境保護地区について

1-1 環境保護地区の概要

指定

- 「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市街地周辺に残された貴重な緑地や自然環境を保全し、後世に引き継ぐことを目的に市内14か所の緑地を指定している。
- 市長が利害関係人及び熊本市環境審議会の意見を聴いて指定する。

制限・助成

- 指定を受けた土地の所有者は、土地の改変時は事前の届出が必要。市長は届出に関し、指導・勧告をすることができる。
- 土地の所有者に対し、交付金(固定資産税等相当額)、協定協力金(25円／㎡)を助成。

解除

- 環境保護地区の指定の変更及び解除を行うことができる(条例第6条第1項)。
- あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴く必要がある(同条第2項)。

買入れ

- 市長は、環境保護地区又は保存樹木等を保全するために特に必要があると認めるときは、当該土地の買入れを行うことができる。(条例第22条)

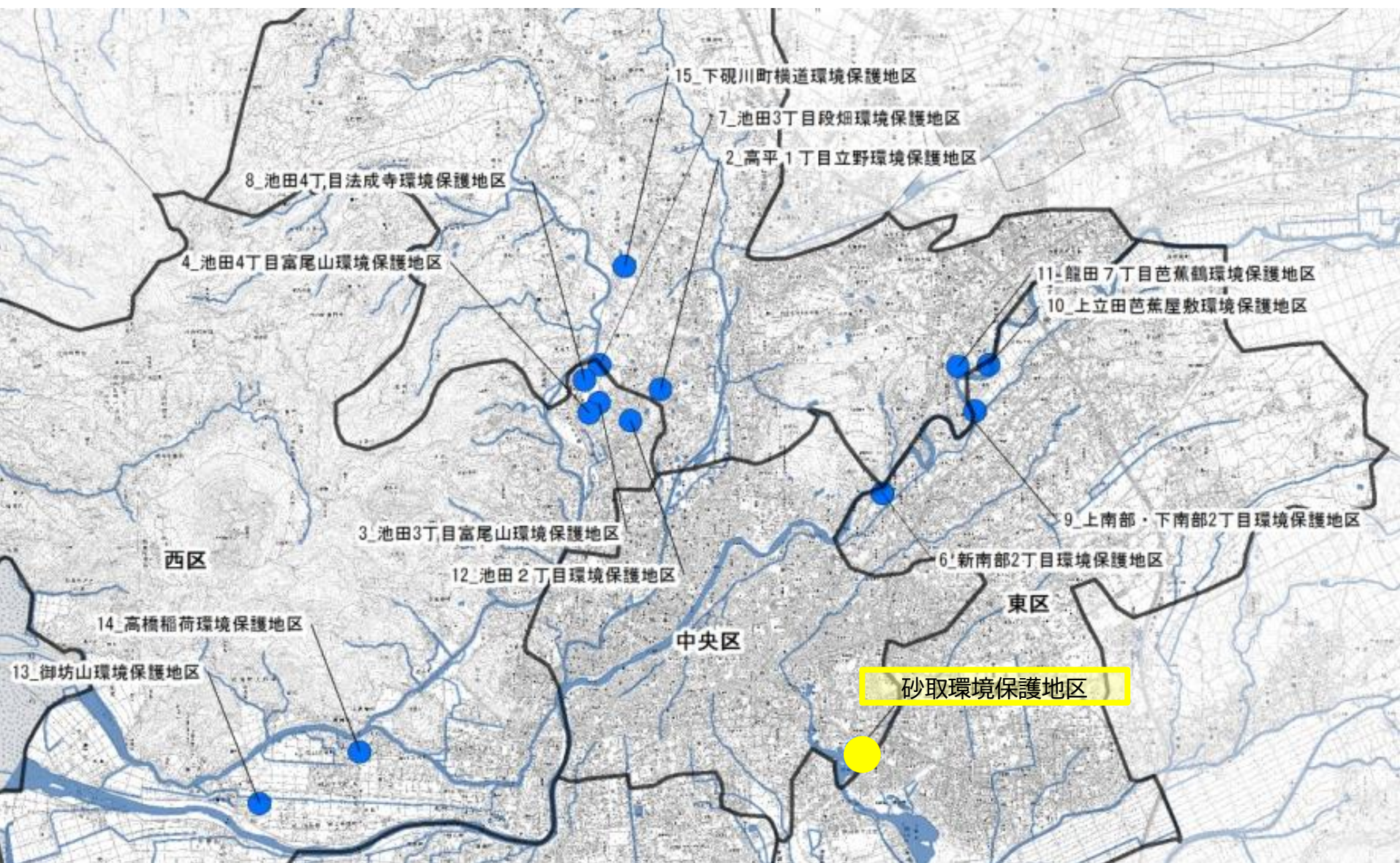
1-1 環境保護地区の概要

1994年、第1号の砂取環境保護地区の指定に始まり、現在、市内14箇所を指定 (最初の指定から約28年が経過)

※No.5は全部解除のため欠番、No.12は全部解除の手続き中

No.	名称(所在地)	指定年月日	面積(m ²)	指定概況
1	砂取 (中央区神水本町)	1994.2.1	19,625.61	タブノキの樹林地、モウソウチクとエノキの古木による樹林を形成し、胸高直径30cm以上の高木が56本生育。野鳥の生息場を形成。
2	高平一丁目立野 (北区高平1丁目)	1994.11.1	5,045.76	モウソウチク林内にエノキ、シロダモ、イヌビワ、メダケ等が点在している。胸高直径30cmの高木が17本植生している。
3	池田三丁目富尾山 (西区池田三丁目)	1994.12.28	15,497.00	主要樹種はナナミノキ、コナラ、ネジキ、ヒサカキ等で胸高直径30cm以上の高木が102本生育しており、特にアカマツ林やコジイ林の自然林が残存している。
4	池田四丁目富尾山 (西区池田四丁目)	1994.12.28	8,893.00	モウソウチク林が群落を構成しており、胸高直径50cm以上の高木が31本、胸高直径30cm以上の高木が155本生育しており、アラカシ、イヌガシ、ナナミノキ等の熊本を代表する自然植生が竹林に点在している。
6	新南部二丁目 (東区新南部二丁目)	1997.4.1	3,120.73	モウソウチク林内に胸高直径30cm以上のエノキ、ムクノキ、タブノキ等高木が32本生育している。隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
7	池田三丁目段畑 (西区池田三丁目)	1998.3.27	6,066.00	植林されたスギ、タケ林の中に自然林が点在している。若い高木類が多く点在し、将来、自然の森をつくる素地が形づくられている。
8	池田四丁目法成寺 (西区池田四丁目)	1998.3.27	27,182.00	マダケ林内にアラカシ、ヤブツバキ、ヒサカキ等の自然林がある。胸高直径50cm以上の高木が35本、30cm以上の高木が170本と大径木が多く、豊かな緑量と景観を形づくっている。
9	上南部町・下南部二丁目 (東区上南部町一丁目・下南部二丁目)	1998.3.27	11,020.00	モウソウチク林内部に胸高直径30cm以上の高木が37本生育しておりコジイ、クスノキ等の広葉樹が分布している。隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
10	上立田芭蕉屋敷 (北区龍田七丁目)	1998.3.27	8,477.99	モウソウチク林内部に胸高直径30cm以上のクスノキ、アラカシ、スギ、センダン等、58本林立する緑地であり、隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
11	龍田七丁目芭蕉鶴 (北区龍田七丁目)	2002.2.26	11,587.00	白川河岸際と河岸段丘の斜面に緑地を形成しており、モウソウチク林内に胸高直径30cm以上のコジイ、ムクノキ、クスノキ、エノキ等が107本密生した自然林が残っており、隣接する河川と良好な水辺景観を形成している。
12	池田二丁目 (西区池田二丁目)	2004.6.29	2,576.00	本緑地は面積は少ないものの、コジイなどの照葉樹林を形成し、ムササビなどの小動物が生息している。
13	御坊山 (西区小島三丁目)	2005.4.1	8,105.00	本市の南西部に位置し、田園の中の里山で周辺のランドマークとなっている。
14	高橋稲荷 (西区上代九丁目)	2006.4.1	2,257.51	高橋稲荷神社の裏山に広がる社寺林で、植生自然度及び景観に優れた良好な緑地を形成している。植生は、主にアラカシ、その他、ホルトノキやナナミノキなども多く見受けられる。
15	下硯川町横道 (北区下硯川町二丁目)	2008.3.18	8,809.00	胸高直径30cm以上の樹木としてコジイ、ナナミノキ、クスノキなどの照葉樹林のほか、クヌギ、コナラ、センダンなどの落葉広葉樹が点在し、緑地の西側にはスギの植栽林も存在。

1-1 環境保護地区の概要



諮問事項

2 砂取環境保護地区の指定解除について

2-1 砂取環境保護地区の概要



- 指定日 1994年2月1日
- 所在地 中央区神水本町付近(38筆※)
- 面積 19,625.61m²※
- 土地所有者 15名※
- 交付金 2021年度 3,585,100円
(指定交付金3,238,900円+協定協力金346,200円)

※ 一部、熊本市の所有地(公園区域)も含む【7筆、3834.43m²】

指定時の状況(指定理由)

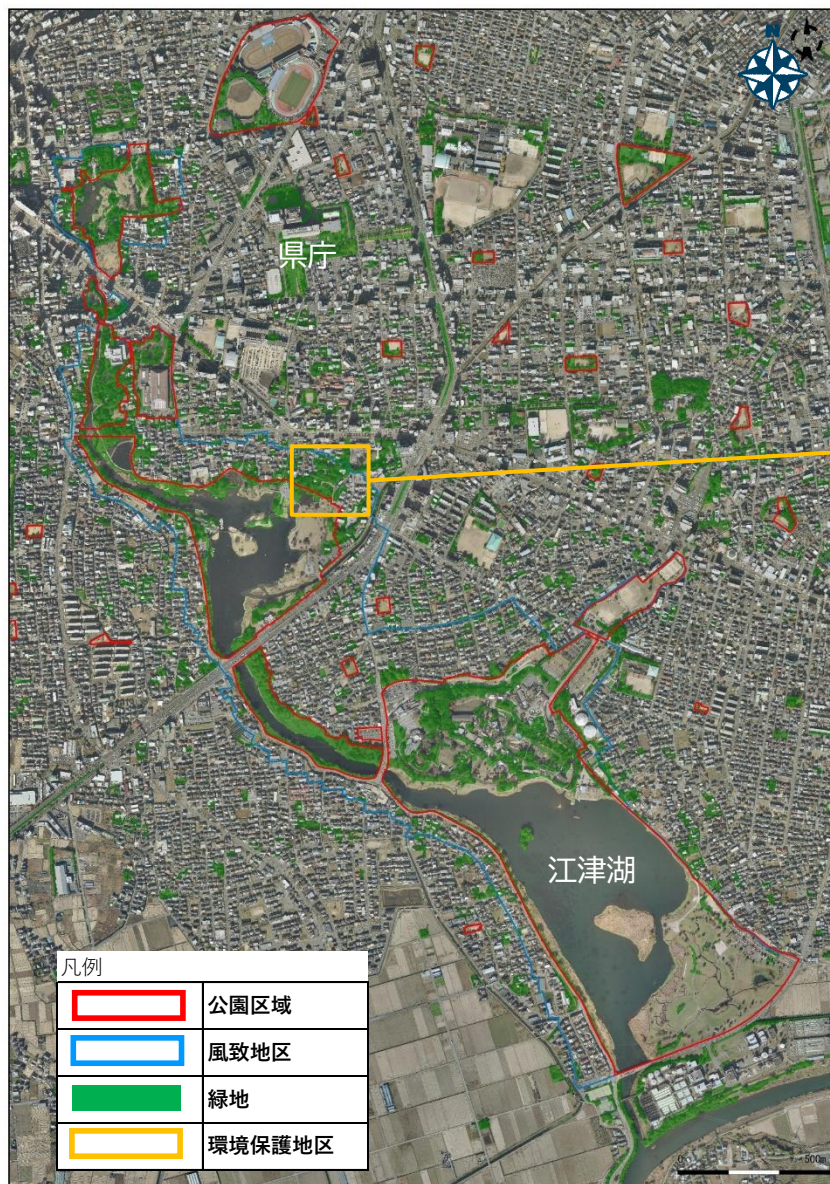
タブノキの樹林地、モウソウチクとエノキの古木による樹林を形成し、胸高直径30cm以上の高木が56本生育。野鳥の生息場を形成。

現在も豊富な湧水や樹木、多様な生物が生息するなど、市街地でありながら自然を身近に感じられる環境を形成しており、隣接する水前寺江津湖公園区域は多くの市民に親しまれている。

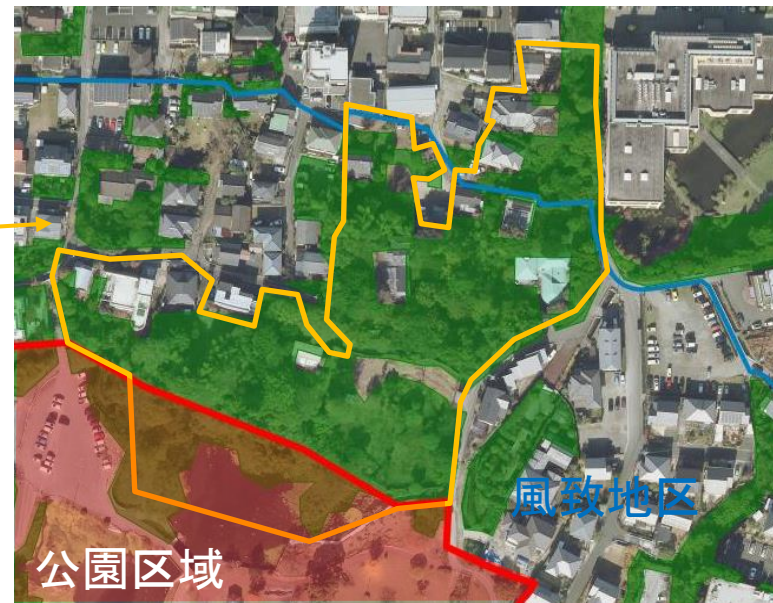
また、住宅地内の緑地であるため、管理が行き届いている。



2-1 砂取環境保護地区の概要



砂取環境保護地区



2-2 指定解除の申出

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第6条第1項第4号に該当するため、**指定解除**についてご意見を伺いたい。

- ❑ 令和4年10月4日付けで砂取環境保護地区の土地所有者から解除の申出があった。
- ❑ 当該土地は、本市と土地所有者の間で環境保護協定を締結して10年以上が経過している。

解除要件

第6条 市長は、環境保護地区の指定の変更及び解除(以下「環境保護地区の指定解除等」という。)を次の場合に行うことができる。

(4) 第8条第1項の保護協定の締結後10年以上を経た場合で、当該協定を締結した所有者等から解除の申出があったとき。



解除要件に**該当**

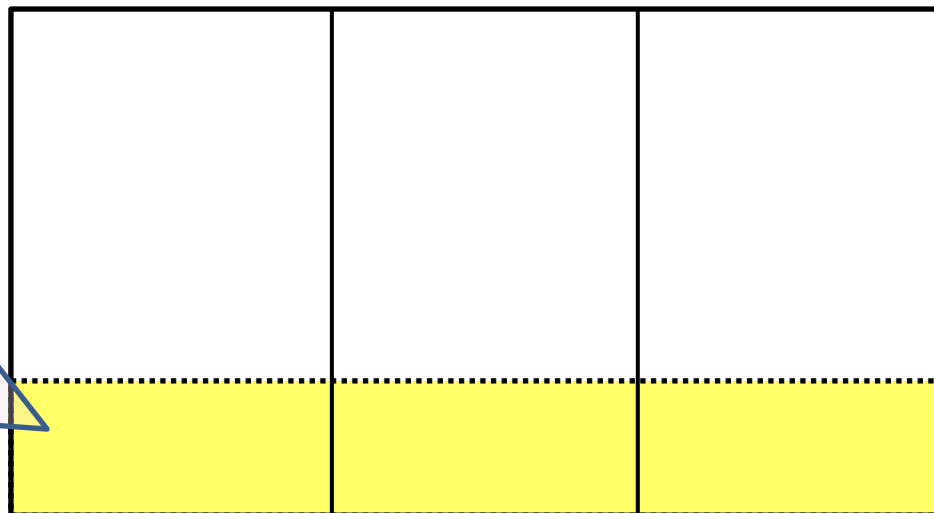
諮問事項

3 砂取環境保護地区の買入れについて

3-1 買入れの検討

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第22条に基づき土地の買入れを行うことについて、ご意見を伺いたい。

買入れ検討範囲 約990㎡
当該範囲には、**在来種の大木が
良好な状態で多数植生**しており、
景観保全上及び野生生物の生育
環境保全上重要である。



※ 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例
第22条 市長は、環境保護地区又は保存樹木等を保全するために特に必要があると認めるときは、
当該土地の買入れを行うことができる。

3-1 買入れの検討

1. 市の施策の位置づけ

買入れの理由

① 熊本市第7次総合計画

政策名	第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応	第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実
施策名	第2節 魅力ある多様な自然環境の保全	第1節 計画的な都市づくり
基本方針	2 生物多様性の保全と持続可能な利用	3 市民の憩い空間の提供
主な取組	(5)多様な生物の生息・生育環境の保全 (6)協働による緑の創出と保全・活用	(5) 水前寺江津湖公園の保全と利 活 用の推進 (6)都市緑化の推進

② 第4次熊本市環境総合計画

基本方針	2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる 4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる
取組	2-2-1 緑の保全 4-1-1 絶滅危惧種の保全と外来種の対策の推進



1. 市の施策の位置づけ

③ 熊本市緑の基本計画

基本方針	1 緑を守る(豊かな自然の保全・共生)
具体的事業	2 身近な自然環境の保全 (1)地域制緑地等による緑の保全 ③環境保護地区の適正管理



④ 熊本市生物多様性戦略

基本理念	自然のめぐみに感謝し、人と自然がともに生きるまち、くまもとを、みんな で実現する
望ましい姿	市民一人ひとりが関心を持ち、理解し、暮らしの中で生物多様性を上手に 利用しながら守る行動をしている姿、市内に水や緑のつながりが身近な自 然とともにかたちづくられ、ゆたかな生きものが息づき、人と人、人と自然 がつながりあい、いきいきとした暮らしが営まれている姿
基本戦略	1知る、2学び、つながる、3守る、4創る、5活かす
重点地域	江津湖は、特に生物多様性保全上重要で、市民に親しまれ、大切にされて きた地域で、市民みんなで連携して、重点的に取り組む6地域※(みんなで 未来に残したい熊本市の自然環境)に含まれる。 ※ 金峰山系、立田山、雁回山(木原山)、水前寺・江津湖、有明海、白川・緑川

3-1 買入れの検討

2. 環境保護地区の優位性

① 指定時の状況

砂取環境保護地区は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第3条第1項(1)～(3)に定める**指定の要件に全てに該当する地域**となる。

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第3条第1項

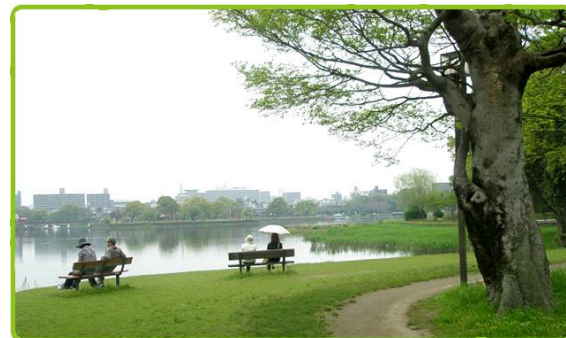
- (1) 野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域又は歴史的及び文化的遺産と一体となった地域で緑又は森その他の自然が残存するもの
- (2) 河川、湖沼、湧水池その他の水辺景観が優れている地域
- (3) 美観風致が優れている緑地を形成している地域
- (4) その他自然環境を保護する必要がある地域

② 水環境保全の拠点性

水前寺・江津湖湧水群は、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われ、**平成の名水百選に指定**されている。

③ 湧水地帯としての拠点性

対象地周辺は上江津に位置し、**江津湖有数の湧水地帯**である。



3. 対象地の重要性

① 動植物の拠点性

水辺環境と一体となった対象地は、**在来種の大木が良好な状態で多数植生し、野鳥等の生息・生育地**として機能している。

② 景観上の優位性

対象地は、市民の憩いの場である水前寺・江津湖公園区域と自然環境が一体となって本市の代表的な景観が形成されており、他地区にはない**恵まれた景観を有する地域**である。

③ 市民への親和性

豊富な水量に恵まれ、清冽な水が湧き出でる湖水面で遊ぶ親子連れ、小中学生、学生から高齢者までが思い思いに集まり、**市民の憩いの場、自然学習の場**として親しまれている（上江津の年間利用者数約26,000人）。

④ 歴史的な背景

遊水地につながる土地は、熊本藩の重臣であった**有吉家の別邸や庭園跡地**であり、本市と歴史的に深い繋がりがある。

⑤ 買入れ後の利活用

対象地の買入れ後、**市が管理する公園と一体となった利用**及び野鳥や昆虫・植物など生きものの**観察の場**として利用できる。

3-1 買入れの検討

4. 生物多様性のめぐみ

供給サービス



- 豊富な地下水



文化的サービス



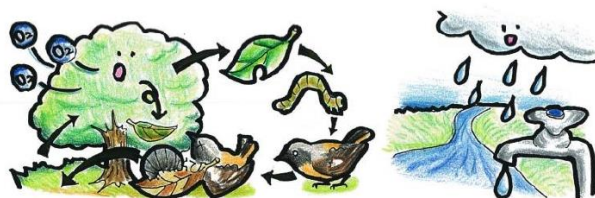
- 風景に感じる安らぎ
- レクリエーションの場
- 文化風土・観光の機会

調整サービス



- 樹木の光合成
- 気候の調整
- 陸水量の調整

基盤サービス



- 土壌や植物が作り出す酸素の供給、水の循環
- すべての生物を支える役割

対象地は多くの生態系サービスを提供

本市にとって生物多様性の保全上重要であり、市民に親しまれ、大切にされてきた地域であることから、次世代に残すため市民と連携し、重点的に取り組む地域である

3-1 買入れの検討



将来にわたり守るべき緑地(特に必要がある)として、
条例第22条※に基づき、買入れの検討を進める

※ 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例

第22条 市長は、環境保護地区又は保存樹木等を保全するために特に必要があると認めるときは、当該土地の買入れを行うことができる。

3-2 今後のスケジュール

R4 ~R5	環境審議会	参考	
		解除(案)	買入れの場合
12月	12/23 R4③環境審議会(諮問) 12/23 R4①自然環境部会(現地視察)	買入れへ向けた所有者協議、庁内調整、予算要求等	
1月	1/12 R4②自然環境部会 1/13 R4④環境審議会(答申) →	測量調査 (所有者立会いにより買入れ・解除範囲を決定)	
		市の方針の決定	買入れへ向けた所有者協議、庁内調整、予算要求等
2月	2/10 R4④環境審議会		
3月			
4月 ~			建物等調査
			不動産鑑定
			所有者との交渉
			売買契約
			分筆・登記手続き